

第3章 計画の基本的な考え方

1 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。

第1期障害児福祉計画の重点項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

重点推進項目3 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

重点推進項目5 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

第5期障害福祉計画の重点項目

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

【現状】

乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結びつけていく体制を整備したり「こどもの発達センター・ひいらぎ」にて、年間 230 件にのぼる新規相談を受ける中で、障害の早期発見・早期療育に取り組んでいます。

また、市内の幼稚園、保育施設等では、発達障害の可能性が考えられる子どもの保護者に対し、丁寧な対応により障害等への理解を促し、「こどもの発達センター・ひいらぎ」等の相談、療育機関への紹介や連携に努めています。

放課後等の活動場所としては、放課後等デイサービスの提供体制の充実を進めた結果、現在までに 17 事業所が開設され、周辺市と比べても、多くの事業所が事業を展開しています。

一方で、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくかったり、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっている実情もあり、ヒアリング調査の結果ではそうした児童が今後増えていくとの声もありました。

また、アンケート調査のうち、特別支援教室・通級指導学級調査では、「発達障害と診断されたことがある」が 41.3%、相談支援機関利用者のアンケート調査結果では同 48.1%です。児童調査では、市に求めることとして、「障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育を進めること」が (85.2%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(70.5%)、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」(64.4%) などが高くなっています。

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。

これまで、「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、母子保健担当や市内幼稚園、保育所等と連携し、早期からの相談、療育にて対応しています。

国の基本指針では、児童発達支援センターを平成 32 年度末までに設置することが求められています。公的機関である「こどもの発達センター・ひいらぎ」の事業の見直しを進める中で、センター化に向けての課題の整理等、療育を含めた地域での体制づくりを進めます。

◆ 医療的ケア児への支援の充実

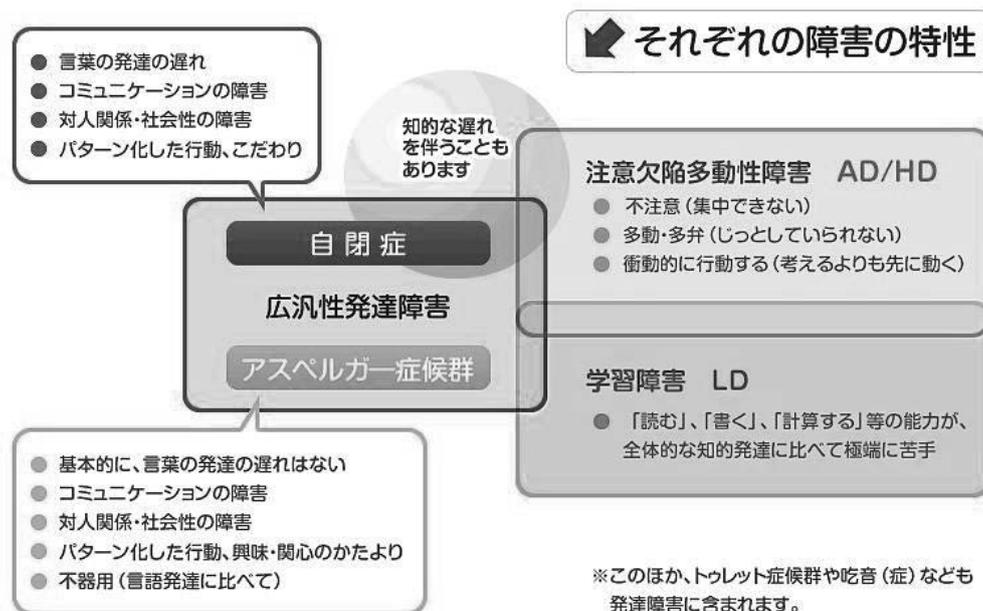
N I C U（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）の数は増加傾向にあります。一方で、医療的ケア児を受け入れることが可能な日中活動の場や、短期入所事業所の数は少ないため、保護者等の介護負担も大きいことや、緊急時に預ける場所の確保等が課題となっています。

現在、「こどもの発達センター・ひいらぎ」で一定の受け入れを行っておりますが、今後新たにサービスが創設される、「訪問型児童発達支援」に参入する民間事業者の確保にも取り組み、医療的ケア児の療育及び日中活動の場の確保を図ります。

◆ 発達障害への対応の強化

発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。また、発達障害児に対する、幼稚園、保育施設、小学校、中学校における切れ目のない支援体制の構築も求められています。

未就学児童への支援に関しては、就学以降の相談先となる相談機関の確保を進めていくほか、保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・T O S C Aと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。



出典：内閣府大臣官房政府広報室ウェブサイト「政府広報オンライン」

◆ 放課後等デイサービスの質の向上

西東京市では、これまで放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致に取り組んできたこともあり、事業所数は年々増加し、近隣他市と比較しても十分な事業所数が確保されている状況にあります。

今後は、各事業所において適正なサービス水準を確保するために、事業所の運営状況の把握や、事業所間の連携の推進のため、事業所間の連絡会の設置を検討する等、サービスの質的な向上を図ります。

◆ 障害児を支える家族への支援の充実

障害のある子どもの支援においては、介護する家族等への支援体制の充実も重要であり、子育てへの支援だけでなく、障害に対する受容への支援も必要だと考えられます。

自宅へ看護師を派遣するレスパイト事業等、家族の負担を軽減させる施策を検討するとともに、民間事業所における、医療的ケア児の受け入れ促進等に向けて、看護師等の適正配置に向けた支援を進めていきます。

また、家族や保護者が不安を抱え込んでしまわないように、利用できる相談機関や事業所といった情報の提供に努めます。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、まず住まいの確保は最重要であり、居住系サービスの一つであるグループホームは、事業所の協力により開設が進んできました。現在、市内では37ユニットが運営されています。

しかし、アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、住まいの確保・整備についての必要性の声は多く、国も福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていること、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの点から、今後も引き続きグループホームの設置を進めていく必要があります。

また、障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。アンケート調査の結果では、いずれの調査種別においても本市に住み続けたいと考えている人が8割程度と多く、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の理解のさらなる促進が大切です。

啓発等を進めることにより、保護者が相談しやすくなるなど、障害の早期発見や早期支援につながることも期待されます。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

地域で安心して暮らすことができるために、生活の場となるグループホームや、生活介護等の日中活動系サービスの充実に向け、民間事業者への情報提供や、事業者と一体となり地域住民への理解啓発などに取り組むことで、事業展開がしやすい環境を整えていきます。

また、グループホームの更なる整備に向けては、所有地を活用した整備の働きかけも進めていきます。

◆ 障害のある子どもの地域への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対

する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。

保育施設、幼稚園等と連携し、現在、障害福祉サービスの制度外の実施として行われている保育所等の訪問支援について、より充実させていきます。「こどもの発達支援センター・ひいらぎ」の分室を本体に統合し、人材を確保した上で、西東京市より各保育施設、幼稚園等の状況を把握し、支援が必要な子どもがいる幼稚園、保育施設等の先生に対し、子どもに対するアプローチ方法等をサポートします。

◆ 学校教育での理解推進

学校教育において、障害や障害のある人に対する理解に対する意識を高めることは、共生社会の実現に向けた大きな力になると考えられます。

新学習指導要領では、車椅子体験やアイマスク体験などによる障害者理解や、障害のある人との触れ合いの充実が記述されています。

西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）では、個に応じた指導の充実を図るために、教育委員会と学校が連携して校内組織の活性化を図り、また、教員研修や校内研究、各学校の実践の共有化などにより、内容の充実・発展を図ることとしています。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

障害のある人もない人も、誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、障害や障害のある人への理解、啓発に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市独自の普及啓発の取組である障害者サポーター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していきます。特に、障害者サポーター養成講座は、知的障害者と精神障害者で 1 割強、身体障害者で 1 割弱の認知度と、一層の周知が求められているところであり、参加者の増加とともに認知度の向上を図ります。

このほか、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害者や障害への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。催し等の情報提供や告知をすることで、ボランティアを必要とする事業所や団体、学校、保育施設等と、市民との橋渡しをすることにより、児童や生徒、その保護者等が障害について考え、地域の中で障害者と触れ合う機会をつくることで、障害への理解を深めることを促します。

これらの取組等により、地域全体で障害者に対する理解を深め、支援や見守りが必要な障害者を地域全体で支えていくための地域力の向上を目指します。

(3) 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

【現状】

西東京市では、障害福祉課（基幹相談支援センター）の窓口や、「相談支援センター・えぼっく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「地域活動支援センター・ハーモニー」、平成 28 年 10 月開設の「地域活動支援センター・ブルーム」などにおいて相談支援を実施してきました。地域活動センターでは、いずれも一般相談のほか、計画相談も実施しています。未就学児に対しては「西東京市こどもの発達センター・ひいらぎ」で相談支援を実施しています。

サービス等利用計画、障害児支援利用計画は、相談支援事業所が心身の状況や置かれている環境、ニーズを把握し、本人の意向に合わせた支援方針や解決すべき課題を踏まえた、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画で、障害福祉サービスの支給決定を行う根拠として、計画案の策定が必要となっています。計画相談の進捗率は、障害者、障害児ともほぼ 100% となっており、計画策定は進んでいる一方で、児童のうち約 8 割が、児童の家族や支援者が作成するセルフプランとなっています。

また、福祉サービス等の支援に関する情報の提供については、市報や市のウェブサイト、障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等により実施しています。

アンケート調査の結果では、いずれの対象においても「障害者サービスや福祉に関する情報提供の充実」や「相談体制の充実」の要望は低くはなく、特に相談支援機関利用者ではその期待が高くなっています。また、ヒアリング調査の結果では、他の事業所との連携に関し、場合によっては困難事例の押し付け合いになってしまうことがあるという意見も挙げられています。

【今後の方向性】

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

障害児支援利用計画を策定する相談支援事業所や相談支援専門員が充足できていない状況にあります。これに対し、西東京市では、障害児通所支援事業を実施する事業所等への併設による相談支援事業実施の働きかけ等を行い、相談支援事業所の確保に努めました。

今後も引き続き、既存の事業所への働きかけ等を行うことと並行して、新規事業所の参入を促す情報提供等を行います。

◆ ワンストップ型の相談窓口機能の充実

市民や事業所の視点から、望ましい相談窓口機能のあり方として、適切な相談窓口がわからない時の案内や制度説明等を担う、ワンストップ型の相談窓口機能の充実が望ましいとする意見が、従前より指摘されています。

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。この中で、基幹相談支援センターは、総合相談窓口としての機能に加え、困難事例への対応（専門相談）機能、虐待事案への対応、地域自立支援協議会との連携、えぽっくを含む相談支援機関のネットワーク化の推進、地域の相談支援体制のコーディネーター役も担っています。

えぽっくでは、障害の種別に関わらない相談窓口として、相談内容を整理し、各地域活動支援センターや関係機関に繋ぐ橋渡しをする相談支援のコーディネーター役割を担いながら、地域活動支援センターのバックアップや基幹相談支援センターと連携したネットワーク形成を図るとともに、本計画期間内での基幹相談支援センター化を目指し、虐待対応や困難事例への対応により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。

また、地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害サービスの案内、作業所や日中居所の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

◆ 難病患者や家族への支援の充実

平成 25 年 4 月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、平成 29 年度時点では 358 疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

難病患者に対する相談や支援を行う機関については、市の障害福祉課の窓口のほか、保健所や東京都難病相談・支援センターがあります。多くの難病患者は保健所や東京都難病相談・支援センターを利用しており、市の窓口利用は少ないのが現状です。

保健所や東京都難病相談・支援センター等との連携の上、療養等に関する相談に対応していくとともに、難病患者や難病患者を支える家族の悩みを受け止め、少しでも不安を取り除いていくことに努めます。

◆ 大人の発達障害への対応

発達障害への認知が進み、発達障害のあることを大人になってから知る人も見受けられます。しかしながら、発達障害を持つ人や、発達障害の傾向がみられる人を受け入れ、支えていくことについてはまだ十分な理解や認識が広まっておらず、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人もいることが現状です。

成人の発達障害者（大人の発達障害）への対応として、相談支援体制の更なる充実、就労意欲の促進に向けた取組を実施するとともに、コミュニケーション等で困難を抱えるものの、能力的、体力的にはハンディがない、成人の発達障害者の能力に合った就労訓練が行える施設の確保を検討します。

また、障害や障害のある人への理解推進の一環として、大人の発達障害に対する認識や理解を広めていきます。

◆ 情報提供の仕方、情報提供ツール等の工夫

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにしたらよいか」といった、障害者に対する支援の情報提供として、西東京市のウェブサイトや市報への情報掲載・公開や、「障害者のしおり」の作成・配布、サービス事業所や学校等、所属している団体等を通じた情報提供を行っています。

障害者にとって、必要な情報が行き渡るようにしていくため、各種情報提供ツール等をより見やすく、わかりやすいものに改善していくとともに、情報提供の仕方についても工夫していきます。

(4) 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

【現状】

知的障害のある人を対象とする、「地域活動支援センター・ブルーム」を平成 28 年 10 月に新たに開設し、身体障害を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を主な対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」とあわせ、日中活動をサポートする場が充実してきました。

就労の支援については、「障害者就労支援センター・一步」において地域開拓促進コーディネーターを配置し、雇用拡大を目的に企業への働きかけを行っているほか、ハローワークや障害者職業センターの協力で就労支援セミナーを開催し、障害者雇用に関心を持つ企業間の情報共有、意見交換等を通して、新たな雇用の創出、安定した継続雇用に向けた取組をしているほか、試行的な取組として、知的障害者を市の臨時職員として雇用し、継続雇用や就労支援に向けた課題の検証を行っています。

就労系サービス事業所に関しては、就労移行支援を 1 事業所、就労継続支援 B 型を 12 事業所が実施しているほか、複数の事業所の開設準備が進んでいるなど、第 4 期計画期間中に事業所の開設が進みましたが、本市にはまだ就労継続支援 A 型事業所がないことに加え、他市と比較して就労支援等の日中活動系サービス事業所が少ないのが現状です。

この課題を解決すべく、西東京市では平成 29 年 2 月に泉小学校跡地活用方針を決定し、跡地の一部を民間事業者に貸付け、障害者福祉施設を整備することとしています。

アンケート調査・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、就労を希望する声が多く寄せられており、また、就労に関しては業務量の確保や工賃アップが課題となっています。

【今後の方向性】

◆ 一般就労後の定着への支援

一般就労した障害者に対し、本人または企業からの相談等のためジョブコーチが職場に訪問するなど定着支援を行っていますが、登録者が年々増加していることから、新規開拓と定着支援にかかるバランスの確保が課題となっています。

平成 30 年度より、新たなサービスとして「就労定着支援」が創設されるため、サービスを展開する事業者を誘致・確保した上で、事業者と連携して、障害のある人が長く安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

◆ 多様な働き方、勤務形態等の推進

能力的に、一般就労が可能な障害者であっても、勤務形態や求人条件等が就労の壁となってしまう場合があります。また、障害者に対する求人の多くが非正規雇用や、期間に限りのある雇用条件となっています。

障害者雇用に取り組む意欲のある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

◆ 市の取組による障害者雇用の広まりの推進

西東京市では障害者雇用に積極的に推進しており、身体障害者、精神障害者など、障害のある人がさまざまな職務において活躍しています。障害種別を問わず、雇用促進に取り組んでいますが、一方で知的障害者の活躍の場を確保することが課題となっています。

このことを踏まえ、市では平成 27 年度より、軽作業を行う職場において知的障害者を臨時職員として雇用し、関係する支援団体とも連携しながら公務部門における就労の試行的な取組を行っています。

今後は、これまでの取組における課題の整理・調整や他自治体の先進的な取組の調査などを踏まえ障害者福祉部門と人事採用部門とが連携し、庁内における知的障害者の雇用推進に向けた検討を行います。

こうした取組を通じ、企業での知的障害者雇用の推進につながることを目指します。

(5) 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

【現状】

世界で最も高齢化が進んでいる国の一つであるわが国では、障害のある人においても、長寿、高齢化が顕著になりつつあります。サービスにおいては、公費負担の原則よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保障制度の原則に基づき、障害福祉サービスより介護保険が優先されることが原則となっています。

アンケート調査結果では、65歳以上の身体障害者で介護保険の要介護認定を受けている人は4割強、要支援・要介護認定者のうち7割の人が実際に介護保険サービスを利用しています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が約1割です。

65歳以上の難病患者で介護保険の要介護認定を受けている人は5割弱、要支援・要介護認定者のうち6割近くの人が実際に介護保険サービスを使っています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が1割です。

なかには、「介護保険の要介護度が低く判定され、決められたサービス支給量が少なくなった」「介護保険事業所では、障害特性などを十分理解した対応が受けられなくなった」などの回答もみられます。事業所ヒアリング調査でも、障害福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行しない例が多々あるなどの声が寄せられています。

また、ヒアリング調査の結果では、障害者、保護者ともに高齢化していることから、短期入所サービスの利用に関して、積極的な考えに変わってきているといった意見も挙げられています。

【今後の方向性】

◆ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な連携

サービス利用者を中心に据えて適切な支援が実施されるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を推進します。

特に、障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築を図ります。現状、西東京市では、ケアマネジャーを中心に、地域包括支援センターと障害福祉課とが連携し、障害のある人が65歳を迎える約1年前から移行に向けた取組を行っていますが、引き続き丁寧な対応を進めていきます。

「基幹相談支援センター」(障害福祉課)と「地域包括支援センター」(高齢者支援課所管)が連携し、情報共有を図るほか、互いの職員を対象とした講習会等を実施し、スキルアップを図ることで、障害福祉と高齢福祉の両分野での対応力向上を図ります。

また、ケアマネジャーをコーディネート役とした、地域包括支援センターと障害福祉課との連携においては、認識の共有化をより確実にするため、情報共有ツール(連携シート等)の活用を検討します。

◆ 利用者の高齢化に対応したサービス基盤の構築

サービス利用者の高齢化が進むと、障害の重度化などによりサービスの利用ニーズも変化していきます。本人や家族の意向を十分に考慮した上で、利用者のニーズの変化に対応したサービス提供を行うため、サービス基盤の構築(量的・質的な対応)を進めていきます。

また、制度改正により平成30年4月から、同一の事業所で介護サービスと障害福祉サービスを提供することができる「共生型サービス」の創設が位置付けられるなど、利用者の高齢化を見据えた動きが進展しつつあります。市においても、こうした動きを注視しながら、利用者が使い慣れた事業所で継続してサービスを受けることができるよう、介護事業と障害福祉サービス事業の連携を後押ししていきます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。また、東京都も目標についての考え方を示しています。

国及び東京都の考え方を踏まえながら、本市のそれぞれの成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針
平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することを基本とする。

前計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者 138 人のうち 17 人（12%）が地域生活へ移行する目標を掲げましたが、平成 28 年度末までに地域移行できた施設入所者はおらず、平成 29 年度末においても目標達成は難しい状況にあります。

施設入所者のアンケート調査の結果では、今後について、「今のまま施設で生活がしたい」が約 7 割と高いものの、「一般の住宅で家族といっしょに生活をしたい」（13.2%）、「グループホームなどを利用したい」（7.5%）など地域生活へ移行を希望する人もみられますので、引き続き、地域生活への移行に向けた取組を推進していきます。

一方で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の各アンケート結果とも、今後利用したい障害福祉サービスに関し、「施設入所支援」を挙げた人は 6%から 8%となっており、施設入所への一定のニーズがあることも事実です。

アンケート調査結果や国・東京都の考え方を踏まえ、本市でも引き続き地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を設定します。

なお、地域移行にあたっては、本人の意向を踏まえ、相談支援事業所と連携し、必要となる障害福祉サービスの内容を検討、実現した上で、地域で生活するという環境に慣れていく必要があります。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活移行者数	13 人（平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 9%）
施設入所者数の削減	3 人（平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 2%）

（２）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針
平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

地域包括ケアシステムの構築はもともと高齢者を起点にした考え方でしたが、地域共生社会の観点から、将来的には障害者や子どもなどへも広げていくことが求められます。西東京市では、国・東京都の考え方に基づき、精神障害にも対応したしくみとしていくため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを検討します。設置においては、近隣自治体と連携の上、保健所の圏域（北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）を意識した設置も視野に入れ、検討します。

また、精神障害者が地域で安心して生活していくには、グループホームや相談支援、就労系サービスなど、様々なサービスを利用することが見込まれるため、アンケート調査等からニーズを把握した上で、必要なサービスを拡充し、サービス見込み量の確保に努めていきます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間 1 年以上の長期在院者の減少	平成 29 年度の入院患者数から 45 人の減少

（3）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点（面的な整備を含む）です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。

前計画では、地域生活支援拠点等について、「相談支援センター・えぽっく」や「基幹相談支援センター」（障害福祉課）を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討する旨を掲げていました。

西東京市では、地域自立支援協議会において、平成 29 年度末の整備を目指し、面的整備の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、平成 32 年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、この基本指針を踏まえ、今後改めて検討を行います。併せて、泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設に、地域生活支援拠点の一定の機能を持たせることについて検討を行います。

地域生活支援拠点等の整備に向けては、全国的には、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」等の機能を備えることの難しさや、地域の社会資源の不足、整備・運営に係

る財源の確保等が課題だと指摘されています。特に、緊急時の対応においては、緊急駆け付け、受け入れ等に対応できる協力・連携体制の構築等も求められます。

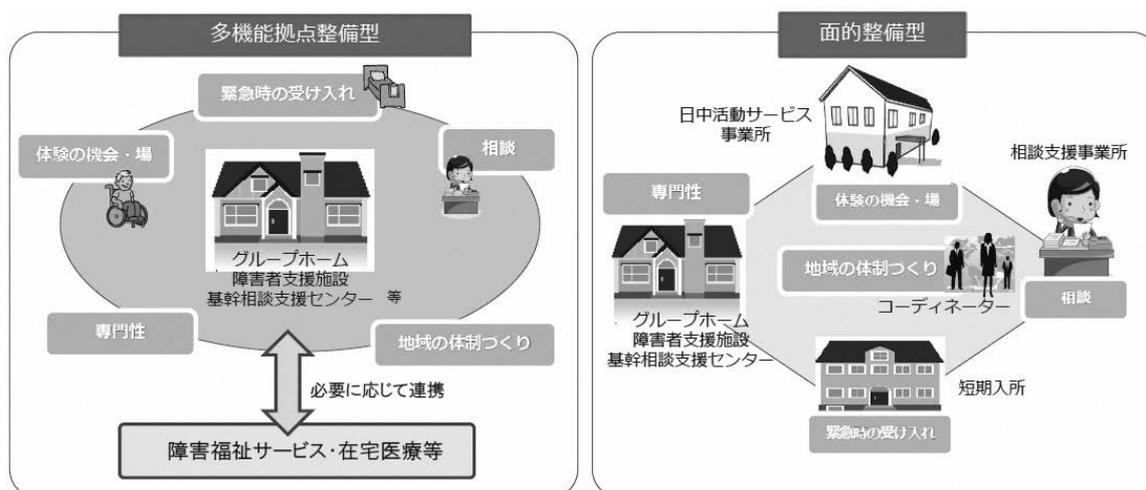
本計画では、これまでの関係機関との協議を踏まえて方向性をより具体的に検討し、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備	泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成32年度末までに整備を行います。

泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設において、選定した事業者からは、地域生活支援拠点整備には具体的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について、検討してまいります。

地域生活支援拠点等の整備のイメージ



出典：厚生労働省資料

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度には 15 人とすること、また、平成 29 年度末までに就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数を 47 人以上とすることを目標としていました。平成 28 年度末時点の実績をみると、福祉施設から一般就労への移行者数は 27 人、就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数は 38 人となっています。

本計画においては、国・東京都の考え方に即して、福祉施設からの一般就労等への移行等についての目標を次のように設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
施設利用者のうち一般就労に移行する者の増加	40 人(平成 28 年度の一般就労への移行実績 27 人の 1.5 倍)
就労移行支援事業の利用者の増加	8 人(平成 28 年度末における利用者数 38 人の 2 割)
就労移行支援事業所のうちの就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5 割(就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合)
就労定着支援利用者の 1 年後の職場定着率	8 割(就労定着支援を開始した 1 年後の職場定着率)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

本計画においては、「こどもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化に向けた取組をはじめ、国・東京都の考え方に即して、障害児支援の提供体制の整備等の目標を次のように設定します。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保については、事業者への情報提供などによる、新規事業者の誘致や、既存の児童発達支援、放課後等デイサービス、重症心身障害者通所事業を実施する事業者との情報交換、働きかけ等のほか、近隣自治体（北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）との連携も視野に確保を目指します。

事業所の確保にあたっては、既存支援機関との役割分担や、重症心身障害児を受け入れるための人員配置等が必要になります。現在、東京都においても検討がされており、都の検討を待って、西東京市におけるあり方を議論していきます。

保育所等訪問支援事業については「こどもの発達センター・ひいらぎ」での平成 29 年度の試行実施等を踏まえ、引き続き事業化に向けた検討を進めていきます。

発達障害等の早期発見、早期療育、障害のある児童及び訪問先の保育施設等に対する支援は、すでに実施している「こどもの発達センター・ひいらぎ」の巡回訪問等で対応していきます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター設置に必要な諸条件を洗い出し、「こどもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化を目指します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 29 年度に試行実施した内容をさらに検証し、事業化に向け取り組むとともに、市内幼児・保育施設に対し、現在実施している独自の訪問支援事業についても、その機会の提供強化に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	<p>情報提供等による新規事業者誘致や、既存の事業者との情報交換、働きかけ等のほか、近隣自治体との連携も視野に確保を目指します。</p> <p>なお、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業においては、選定された事業者から提案のあった医療的ケア児対象放課後等デイサービス事業の実施に向けた調整を行ってまいります。</p>
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児及びその家族支援に向け、相談支援の充実など保健、医療、福祉、保育、教育等が連携するしくみや、関係機関が協議する場の設置の検討を行います。